過労死防止学会第3回大会報告要旨(2017年5月20~21日、専修大学) 第1分科会 道路貨物・旅客運送業の過重労働と過労死・過労自殺

バス運転者の働き方と、研究上の課題——乗合バスを中心に

川村雅則(北海学園大学)

#### 1. はじめに

多数の死傷者を出した事故が貸切バス事業で繰り返されている。背景として指摘されているのが、規制緩和(需給調整規制、価格規制の緩和)による輸送秩序の悪化である。

実際、規制緩和後の業界では、新規参入でバス事業者は倍増した一方で、需要はさほどに伸びず、逆に、運賃・営収が大きく下落している。中小零細規模の事業者増で旅行会社との契約関係における不利は拡大した。規制緩和で競争を促進しても社会的な規制の強化で対応が可能と主張されていたが、監査(体制、機能)も職業運転者を保護する労働規制(「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示)もきわめて脆弱であることは、この間指摘されてきたとおりである1。

ところで、貸切バスのような新規参入、熾烈な競争はみられないとはいえ、一方の乗合バスでは、ピーク時(昭和 40 年代)に比べて利用者は半分以下となり、また、バス事業への補助制度が悪化する中で、バス部門の子会社化や、労働条件の切り下げ・雇用の非正規化など、合理化策が追求されてきた。それでもなお赤字基調である<sup>2</sup>。利用を伸ばしてきた高速バス(乗合バス)も、ツアーバス(貸切バス)との競合で収益が悪化した(現在は、制度は一本化)。

最近でこそ、労働力不足の影響で、雇用の正規化など労働条件の改善がみられるとも聞くが、高齢化するバス運転者には安全衛生面での課題が多く、彼らの労働実態をあらためて把握する必要があると考え、労働組合の協力を得て調査の実施を予定している。本報告では、政府統計や過去の調査結果をまじえながら、問題意識を整理する。

## 2. 自動車運転労働をめぐる問題

バスなど自動車運転労働者には安全衛生上の課題が多いことは古くから指摘されていた。例えば、1974年には、「運転労働における労働衛生施策に関する意見書」が日本産業衛生学会(運転労働安全委員会)から出され、1980年には、労働科学研究所より『自動車運転労働』が出版されている。

運転労働の負担の一つは、運転作業にともなう高い精神的な負担である。公道という他の車両や歩行者も移動する同じ空間内で、外界の情報を取り入れ、取り入れた情報に基づき適切な判断を下し、手足を動かして車両を操作する、という一連の作業を連続的に行うことが運転者には求められる。気の緩みは許されない。

負担のもう一つは、長時間・深夜・不規則勤務などの勤務時間制にともなうものである。

<sup>1</sup> 軽井沢のバス事故をうけて、雑誌『POSSE』第 30 号 (2016 年 3 月号) に本報告と同様の内容で原稿 (「「軽井沢スキーバス転落事故」の背景にある規制の脆弱性と労働問題」) を書いている。参照されたい。

<sup>2</sup> 国土交通省「2015 年度乗合バス事業の収支状況について」(2016 年 10 月 21 日)。

これは、睡眠・休養や食事など運転者の生活習慣にも悪影響を及ぼすことによって、結果、 彼らが健康を維持・改善することを困難にする。

3. 政府統計にみるバス運転者の労働条件等

ここで、バスなど自動車運転労働者の労働条件等について政府統計で確認しよう。

第一に、総務省「労働力調査」(以下、労調)によれば(図表1)、「道路旅客運送業(バス、タクシー)」における週あたりの労働時間で60時間以上は2割で、週35時間以上就業者(フルタイム就業者)に対象を限定すると、4人に1人が60時間以上である。

第二に、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(以下、賃構)でみても、バス運転者(乗合、貸切)の労働時間は長い(図表2)。バスは、所定内実労働時間数が 169 時間、超過実労働時間数が 40 時間で、年間労働時間(試算) は 2508 時間である(図表3)。短くなっているとはいえ、全産業平均とは300 時間以上の差がある。

第三に賃金は、長時間労働の代償でかつては全産業平均を上回っていたのが逆転し、現在は、月額で30.9万円、年収(試算)で427万円である(図表5)。貸切が多い小規模事業者でより低い(図表3)。

第四に、高齢化がすすみ、一方で、勤続年数は短くなっている(図表 6, 7)。離職率が高くなっていること(若年層の定着の困難)や、高齢の労働力の中途採用の増加などが背景として考えられる。

最後に、高齢化も影響してか、運転者の健康状態に起因する事故も増加して高止まりである(図表8)。

4. 乗合バス運転者の労働実態——勤務・生活時間調査及び被災者の勤務記録より 筆者が過去に行った調査・研究に基づきバス運転者の労働実態を紹介する。

一つは、10 年以上前になるが、2005 年 12 月から翌年 1 月にかけて、一週間のあいだ、 勤務や睡眠に関する時間の記録を運転者に行ってもらったもので(有効回答 189 人)、も う一つは、バス運転者の労災申請事件に関わる機会があり、そこでまとめた被災者の勤務 状況である(結果は不支給決定)3。

これらの調査・研究を通じて明らかになったのは、バス運転者の勤務は、(1) 拘束時間が長いこと、また、中間解放時間のようにオモテにあらわれてこない拘束時間があること、

(2) 勤務が不規則であること、早い時間帯に開始される勤務が多いこと、(3) 以上から生じる休養時間や睡眠時間の短さなど、生活習慣や健康を維持・改善する上での不利、(4) 余裕のないダイヤで、定時運行が要求されるなどの労働の過密性、(5) 事故(車内事故を含む)に対する精神的な負担などであった(図表  $9\sim13$ )。

しかしながら以上のこと、とりわけ勤務の不規則性や長時間・早朝勤務から生じる、休養・睡眠や健康を維持する上での不利は、労災認定(負担の評価)の場面で必ずしも考慮されていないようにも思われる。

この点に関連して、バスなど「道路旅客運送業」における過労死の認定率は、長時間労働が顕著な「道路貨物運送業」と比べても必ずしも高くはない(図表 14)。これらの労災

\_

<sup>3</sup> それぞれ、川村 (2006)、川村 (2012) にまとめた。

申請事案の分析——そもそも請求者はバス運転者なのかタクシー運転者なのか、彼らはどんな働き方だったのか、認定される事案とされない事案の相違点などや、労災認定基準の妥当性を検証する必要があるのではないか。

## 5. 交通労働の改善に向けて

冒頭に述べたとおり、労働組合の協力で調査を予定している。古くから指摘されていた バス運転者の労働負担をあらためて明らかにすること(上で述べた、労災事案の分析も含 む)が研究上の課題だと考えている。

その結果をうけて再度検討したいが、現時点で考えられる政策上の課題を簡単にまとめておくと、第一に、交通政策の転換であり、具体的には、マイカー利用を前提とした交通政策や、規制緩和を軸に据えた交通政策からの脱却と公共交通政策の充実である。

第二に、労働規制の強化である。まず、働き方の規制強化に関わって「改善基準告示」 (図表 15)の改善 拘束上限の短縮、適切な休息期間の確保、改善基準告示の法制度化 (罰則を設けること)などがあげられる。また、運転者の質向上、選任規制(制限)の強 化も必要であると考える。

## (追記)

軽井沢のバス事故を受けて、「バス運転者の労働時間等についてのアンケート」が 2017 年春に実施され、「第 12 回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 (2017 年 6 月 30 日に開催)」で結果が公表された。労使双方へのアンケートのうち、運転者アンケートによれば(回答 7083 人)、1 日当たりの拘束時間が 13 時間以上の回答が 19.1%みられ、およそ 4 分の1 の運転者が 1 日当たりの睡眠時間が平均して 5 時間未満と回答している。 大規模なアンケートによる貴重なデータである。 同時に、本稿で述べてきたとおり、勤務の不規則性やそれにともなう休養・睡眠の不利を明らかにすることが課題である。

# (参考文献)

川村雅則(2006)「バス運転手の勤務と睡眠——進む合理化策のもとで」『北海学園大学開発論集』第78号(2006年8月号)

川村雅則 (2012)「バス運転者の労働と健康——勤務中に亡くなった乗合バス運転者の労 災認定をめぐって」『北海学園大学開発論集』第 90 号 (2012 年 9 月 号)

交通運輸政策研究会 (2013) 『安全な貸切バス・高速バスを求めて』 交通運輸政策研究会 交通運輸政策研究会 (2016) 『交通政策の提言 2016 人口減・災害多発時代の日本の交通』 交通運輸政策研究会

国土交通省『交通政策白書 2016 年版』勝美印刷株式会社

野沢浩·小木和孝編(1980)『(労働科学叢書 55) 自動車運転労働』財団法人労働科学研究所

労働調査会出版局(2013)『(改訂 5 版)自動車運転者労務改善基準の解説』労働調査会

道路旅客運送業等の週あたり労働時間 図表 1

2016年	平均	匀									単	位:万人							
												引以上割							
							週:	35時間以	止		Ų.								
				従業者 総数	週1~ 34時間	時間 総数 <u>42時間 48時間 59時間 間以上</u>						対週35 時間以 上就業 者総数							
	全産業				1, 983	4, 259	1, 950	1,014	779	516	8. 2	12. 1							
男		運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	1業,郵便業	331	68	260	86	59	55	60	18. 1	23. 1
女			道路旅客運送業	47	10	37	11	9	9	9	19.1	24. 3							
			道路貨物運送業	185	32	151	39	32	34	46	24. 9	30. 5							
	全角	業	-	3, 581	682	2, 868	1, 112	717	605	434	12. 1	15. 1							
男		運輸	運車	1業,郵便業	267	37	228	67	52	51	58	21.7	25. 4						
25			道路旅客運送業	43	8	35	10	8	8	9	20.9	25. 7							
24 4	<u> </u>	L ±4 4	道路貨物運送業	151	15	135	30	29	32	44	29. 1	32. 6							

注:対象は就業者。 出所:総務省「労働力調査2016年」より作成。

図表 2 バス運転者等の労働条件等

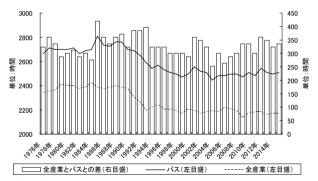
	年齢	勤続年 数	所定内 実労働	超過実労働時	きまっ て支給		年間賞与その		試算	
			時間数	間数	する現 金給与 額	所定内 給与額	他特別 給与額	年間労 働時間	年間収入	1時間 当たり
			а	b	#a C		d			
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	時間	万円	円
全産業	43.1	13.5	165	16	370.3	335.1	1033.4	2172	548	2522
パス	49.3	11. 2	169		309.1	237. 5	561.2	2508		1703
タクシー	59.0	9.9	170		239.3	198.8	226.0	2328	310	1331
大型トラック	47.3	11.1	180		340.9	274.9	291.8	2616		1675
普通・小型トラック	44. 1	9.8	176		304. 2	241.5	277. 1	2580	393	1522
注1:対象は男性	に限定	(以下の	図表も同	様)。						

注1: A M (4.57) 注(- M )と (4.57) 注(2: 年間収入は、c\*12+d)によって、それぞれ算出。 注2: 年間労働時間は、(a+b)\*12によって、年間収入は、c\*12+d)によって、それぞれ算出。 出所:厚生労働省「2015年賃金構造基本統計調査」より作成。

図表3 企業規模別にみたバス運転者の労働条件 等

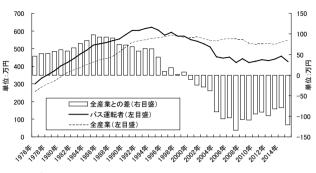
	年齢	数	所定内 実労働 時間数	超過実 労働時 間数	き ま 支 表 現 会 額	所定内 給与額	年間賞 与その 他特別 給与額	年間労働時間	試算 年間収 入	1時間当 たり賃 金額
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	時間	万円	円
1000人以上	49.3	16.5	164	46	344.8	256.1	916.7	2520	505.4	2006
100~999人	48. 4	10.0	171	41	300.3	231.5	510.3	2544	411.4	1617
10~99人	52. 4	8. 6	171	31	291.6	233.4	265.1	2424	376. 4	1553
出所:厚生労働省	「2015年1	金構造	基本統計	調査」よ	り作成。					

# 図表 4 バス運転者及び全産業労働者の年間労働 時間(試算)の推移



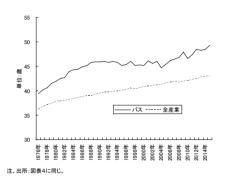
注:対象は男性。 出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

#### 図表5 バス運転者及び全産業労働者の年収(試 算)の推移



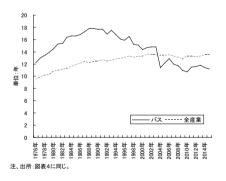
注、出所:図表4に同じ。

バス運転者及び全産業労働者の年齢の推 移



バス運転者及び全産業労働者の勤続年数 図表7

の推移



図表8 運転者の「健康起因」による重大事故発生 件数の推移

														単位	:: 件
		2001	02	03	04	05	06	07	80	9	10	11	12	13	14
全任	本	21	46	51	60	64	83	102	99	111	100	143	143	135	220
	ハイタク	8	17	20	20	20	29	37	28	42	38	43	46	39	46
	バス	4	17	18	27	27	35	33	43	41	39	58	58	57	139
	乗合					=	_	_		34	31	37	45	39	124
	貸切等									7	8	21	13	16	15
	トラック	9	12	13	13	17	19	32	28	28	23	42	39	39	35
3±1	. 2002年1	- 本 + 1/4	十米ケム	各拼	1 71	VZ M	1+ 4	记生出	BILLO	과근	- F Z				

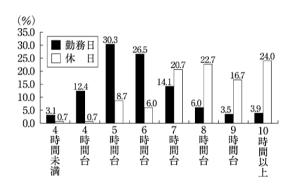
注1: 2002年に事故件数が急増しているのは、報告規則の改正による。 注2: 2014年のバス事故件数の急増は、特定の一事業者の報告が急増したことによる。 出所: 国交省自動車交通局「自動車運送事業用自動車事故統計年報」より作成。

図表 9 一週間の総拘束時間 (n=186)



出所:川村(2006)より。

図表 10 勤務日/休日別にみた睡眠(夜眠)時間 (勤務日 n=1025 人日、休日 n=150 人日)



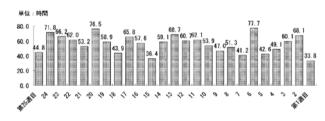
出所:川村(2006)より。

図表 11 月別にみた被災者の拘束時間

							単位:時間
				被災前	の時期		
	全体	被災前 1ヶ月日	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目
総拘束時間	1460.5	219.5	241.1	240.5	234.1	259.9	265.4
総拘束時間 (中間解放分を除く)	1340.8	203.9	217.7	224.0	215.0	238.3	241.9

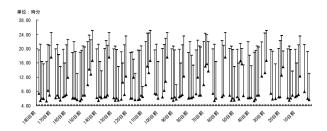
出所:川村(2012)より。

図表 12 一週間別にみた被災者の拘束時間



出所:川村(2012)より。

図表 13 勤務日別にみた被災者の始業・終業時刻



出所:川村(2012)より。

図表 14 自動車運送業及び運転職の、過労死(脳・ 心臓疾患)の労災請求・支給決定件数の状況

			2010年	2011	2012	2013	2014	: 件, 9 2015
			度	2011	2012	2010	2014	2010
	全体		802	898	842	784	763	79
請求	(業種)	道路貨物運送業	108	123	127	124	120	13
件数		道路旅客運送業	47	43	34	42	33	3
	(職種)	自動車運転従事者	139	166	152	159	143	15
士松	全体		285	310	338	306	277	25
又和	(業種)	道路貨物運送業	57	75	71	94	77	8
		道路旅客運送業	17	14	15	9	12	
计奴	(職種)	自動車運転従事者	65	85	83	93	85	8
士松	全体		35. 5	34. 5	40. 1	39.0	36. 3	31.6
	(業種)	道路貨物運送業	52.8	61.0	55. 9	75. 8	64. 2	61.7
(職種) 自動車連転従事者	36. 4	26. 7						
剖口	(職種)	自動車運転従事者	46.8	51. 2	54. 6	58. 5	59. 4	56. 9

図表 15 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(バス)

	· · · · · ·
拘束時間	4週平均で1週間当たり 65時間
	1日 原則13時間
	最大16時間
	(15時間超えは1週2回以内)
休息期間	継続 8時間以上
運転時間	2日平均で1日当たり 9時間
	4週平均で1週間当たり 40時間
連続運転	4時間以内 (運転の中断には、1回連続10分以
時間	上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)
時間外労	一定期間は2週間及び1箇月以上3箇月以内の
働	期間を協定
休日労働	2週間に1回以内、かつ、4週間の拘束時間及
	び最大拘束時間の範囲内

注:特例の規定は省略。

出所: 労働調査会出版局編(2013)より。

図表 16 バス事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況

バス業						単位:	件,%	
		201	3年	201	4年	2015年		
監督実施事業:	場数	363	100.0	262	100.0	226	100.0	
労働基準関係: 場数	法令違反事業	282	77. 7	195	74. 4	184	81. 4	
	労働時間	170	46. 8	118	45. 0	115	50. 9	
主な違反事項	割増賃金	73	20. 1	47	17. 9	52	23. 0	
	休日	12	3. 3	16	6. 1	14	6. 2	
改善基準告示	違反事業場数	174	47. 9	147	56. 1	123	54. 4	
	最大拘束時間	122	33. 6	90	34. 4	88	38. 9	
	総拘束時間	86	23. 7	85	32. 4	73	32. 3	
主な違反事項	休息期間	47	12. 9	51	19. 5	37	16. 4	
_ 0 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	連続運転時間	43	11.8	34	13. 0	29	12. 8	
	最大運転時間	18	5. 0	18	6. 9	18	8. 0	

出所:厚生労働省「自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状 況」より作成。